

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱
(令和7年7月18日福津市告示第143号)

(趣旨)

第1条 この告示は、食事や学習、体験活動、地域住民との交流などを通して、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、こどもの育ちを支援するとともに、地域全体でこどもを見守る環境を充実させることを目的に、こどもの居場所づくりに取り組む団体に対し、予算の範囲内において活動にかかる経費の一部を補助することについて、福津市補助金等交付規則(平成17年福津市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「こどもの居場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) こども(18歳未満の者をいう。以下同じ。)に、栄養に配慮した食事を提供し、地域の人々と交流する団らんの場(以下「こども食堂」という。)
- (2) こどもに対し、学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する場
- (3) こども同士又は地域住民との交流等を行う場
- (4) その他市長がこどもの居場所として認める場合

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条に掲げるこどもの居場所がこども同士や多世代の交流を促すものであること。
- (2) 主な利用者は、地域のこども及びその保護者であること。ただし、対象とするこどもを未就学の乳幼児に限定する事業を除く。
- (3) 原則として、月1回以上、かつ、年6回以上開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上とする。また、1年以上の継続的な活動であること。
- (4) 事業の実施中及び帰宅時等におけるこどもの安全管理や、感染症対策に努めること。
- (5) こども食堂を行う場合には、衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、こどもの居場所の開設時に、開催場所を所管する福岡県宗像遠賀保健福祉事務所へ相談の上、必要な助言・指導を受けること。
- (6) 参加しているこどもの様子を見守り、必要に応じて市や相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。
- (7) 営利を目的とした活動でないこと。
- (8) 特定の技能の向上を目指す教室活動や、競技目的のための活動でないこと。
- (9) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において補助対象事業を運営する団体又は、新たに開設する団体であること。
ただし、過去に本補助金の交付を受けた団体については、当該交付を受けた活動内容と同一の内容による申請は認めないものとする。
- (2) 組織運営に関する規約、会則等を有していること。
- (3) 補助対象事業の実施において、宗教活動、政治活動又は選挙運動を行わないこと。
- (4) 活動内容が法令及び公序良俗に反しないこと。
- (5) 代表者に本市の市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体でないこと。

(補助金の種類)

第5条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 運営費補助金 こどもの居場所づくり活動の運営費への補助金
- (2) 開設準備費補助金 こどもの居場所づくり活動を新規に開設・開始するための開設準備費への補助金

2 前項第2号の補助金は、当該申請日の属する年度に開設・開始するものとし、申請日以降に新たに開設・開始する場合は、申請日から3か月以内に開設・開始すること。ただし、申請日から3月31日までの期間が3か月未満である場合は、3月31日までに開設・開始すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表第1の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助額)

第7条 補助対象事業に係る補助金の交付額は、別表第2に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 構成員等名簿
- (4) 団体の定款又は規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」とい

う。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知」という。)又は福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 前条の交付決定を行った場合、市長は、当該補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前条の交付決定を受けた申請者(以下「補助団体」という。)が概算払を受けようとするときは、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金概算交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第11条 補助団体が交付決定を受けた後において、事業内容等を変更する場合は、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに当該変更承認申請書の内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認通知書(様式第8号)又は福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助団体に通知するものとする。

(事業の中止・廃止)

第12条 補助団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、福津市こども居場所づくり支援事業補助金中止・廃止申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による中止申請又は廃止申請があったときは、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金中止・廃止承認通知書(様式第11号)により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助団体は、事業が完了したとき(中止又は廃止した場合を含む。)は、事業完了後1月以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までのいずれか早い月日に、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書(様式第13号)
- (2) 収支決算書(様式第14号)
- (3) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる資料(写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書(様式第 15 号)を補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 条 補助団体は、前条に確定を受けたときは福津市こどもの居場所支援事業補助金交付請求書(様式第 16 号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。ただし、補助金の金額が概算払されていた場合はこの限りではない。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を決定した事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- (3) 補助金を交付決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿等の整備)

第 17 条 補助団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(補助対象財産の保管及び処分)

第 18 条 備品購入費に対して補助金を受けた財産(以下「補助対象財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間において、備品台帳を整備し保管することとする。なお、処分については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は破棄してはならないこと。
- (2) 補助対象財産を処分することにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

(個人情報の保護)

第 19 条 補助団体が、事業の実施にあたり知り得た個人情報は、補助団体の責任において厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。ただし、法令に基づき提供する場合を除く。

(報告及び調査)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して事業の実施状況について報告を求め、又は市職員により調査をさせることができる。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第19条までの規定は、失効後もなおその効力を有する。

別表第1(第6条関係)

	補助対象経費	内容
運営費補助金	消耗品費	使い捨ての食器、ラップ等調理用品、洗剤、ゴミ袋、コピー用紙、消毒液など
	教材費	学習用の筆記用具、ノート、絵本など
	食材費	こどもに提供する食事の材料費やおやつ代など
	印刷製本費	チラシ、ポスター、学習資料などの印刷費
	保険料	ボランティア保険料、イベント保険料など
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料など
	その他市長が事業の運営に認める経費	
開設準備費補助金	備品購入費※	炊飯器、学習支援用の長机など
	その他市長が事業の開設に関し、必要と認める経費	
対象外の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体を恒常的に運営する経費（人件費、団体事務所の維持管理費や借上費など） ・ 事業の直接必要としない経費、市が特定できない経費 ・ 通常より著しく高額、高級と判断される経費 ・ 同じ対象経費について、他の助成制度等で補助等を受けている経費（対象経費が異なっていれば補助可） ・ ボランティアや講師への謝金 	

※備品とは、物品の性質、形状をかえることなく、比較的長期(1年以上)の使用に耐えるもの。

別表第2(第7条関係)

補助金の種類	事業実施回数	交付限度額	条件等
運営費 補助金	年6回以上	6万円	補助対象事業に係る補助金の交付額は、交付限度額と補助対象経費の実支出額に1/2を乗じた額と比較していずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
	年12回以上	12万円	
	年18回以上	18万円	
開設準備費 補助金	/	10万円	

福津市長 様

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付を受けたいので、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助金の種類 運営費補助金 開設準備費補助金
- 3 添付書類
- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
 - (2) 収支予算書(様式第 3 号)
 - (3) 構成員等名簿
 - (4) 団体の定款又は規約
 - (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

団体名

開催 番号	予定開催日 (月 日 曜)	開催時間	活動内容等	利用人数		スタッフ人数
		開催場所		こども	大人	
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施 回数	合計	回		こども計		総人数計
				大人計		

※必要に応じて行を増やしてください。

収支予算書

団体名 _____

1 収入

項目	予算額(円)	内訳(算出根拠)
市補助金(申請額)		
寄付金等		
参加費		
その他収入		
収入合計		

2 支出

項目	予算額(円)	内訳(算出根拠)
補助対象経費		
	補助対象経費合計(A)	
補助対象外経費	人件費	
	その他	
	補助対象外経費合計(B)	
支出合計(A+B)		

※補助金の額は、補助対象経費合計(A)×1/2 と交付限度額いずれか低い方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。

※収入合計と支出合計を一致させること。

※収入金額と支出合計が一致せず、福津市補助金(申請額)を含む収入合計>支出合計となる場合、福津市補助金の交付額を減額する場合がある。

第 年 月 日 号

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の交付について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の種類 運営費補助金 開設準備費補助金

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の
交付について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、
下記のとおり不交付決定したので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

福津市長 様

請求者 団体名
住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知があった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店 支所・出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	フカナ	

年 月 日

福津市長 様

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

変更予定年月日	
変更内容	
変更理由	
変更前交付決定額	円
変更後申請額	円

※変更内容によって、必要な書類の添付を求めることがあります。

第 年 月 日

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった福津市こどもの居場所づくり支援事業の変更について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認の内容

2 承認後の補助金交付決定額 金 円

3 承認後の補助金の種類 運営費補助金 開設準備費補助金

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の変更について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

年 月 日

福津市長 様

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金 中止・廃止 申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金について、中止・廃止 したいので、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

中止・廃止の理由

様式第 11 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金 中止・廃止 承認通知書

年 月 日付で申請のあった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金の 中止・廃止 申請について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、承認したので通知します。

年 月 日

福津市長 様

団体名
代表者 住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金について、次のとおり事業が完了したので、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助事業実施期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

3 添付書類

- (1) 実施状況報告書(様式第 13 号)
- (2) 収支決算書(様式第 14 号)
- (3) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる資料(写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

実施状況報告書

団体名

開催 番号	開催日 (月 日 曜)	開催時間	活動内容等	利用人数		スタッフ人数
		開催場所		こども	大人	
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
				こども		
				大人		
実施 回数	合計	回		こども計		総人数計
				大人計		

※必要に応じて行を増やしてください。

収支決算書

団体名 _____

1 収入

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	内訳(算出根拠)
市補助金(申請額)			
寄付金等			
参加費			
その他収入			
収入合計			

2 支出

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	内訳(算出根拠)
補助対象経費			
	補助対象経費合 (A)		
補助対象外経費	人件費		
	その他		
	補助対象外経費 (B)		
支出合計 (A+B)			

※補助金の額は、補助対象経費合計(A)×1/2 と交付限度額のいずれか低い方の額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとすること。

※収入合計と支出合計を一致させること。

※収入金額と支出合計が一致せず、福津市補助金(申請額)を含む収入合計>支出合計となる場合、福津市補助金の交付額を減額する場合がある。

第 年 月 日 号

様

福津市長

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金については、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

補助金の種類 運営費補助金 開設準備費補助金

年 月 日

福津市長 様

請求者 団体名
住所
氏名
連絡先

福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知があった福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金について、福津市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		本店・支店 支所・出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	カガナ	